

## 救命救急センター医療設備整備事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この補助金は、本市における第三次救急医療体制の整備拡充強化を図る一環として、学校法人聖マリアンナ医科大学（以下「聖マリアンナ医科大学」という。）が救命救急センターで行う医療設備整備事業（以下「補助事業」という。）に対し補助し、もって高度かつ特殊な診療機能を要する患者の救命医療の確保を図ることを目的とする。

2 この要綱は、補助金の交付の申請、決定等に関する事項を規定することにより、予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

### (補助の対象経費等)

第2条 補助の対象となる経費は、別表第1欄に掲げるものとする。

2 補助金の額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に100,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表第1欄に掲げる経費から、対象経費に対する補助金等のその他収入を控除して得た額（対象経費実支出額）と基準額とを比較して、いずれか低い額を選定する。（選定額）

(2) 前号の規定により、選定された額に3分の2を乗じて得た額を補助金の額とする。

### (交付の申請)

第3条 聖マリアンナ医科大学は、補助金の交付を受けようとするときは、救命救急センター医療設備整備事業補助金交付申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

### (交付の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否及び交付額（以下「交付決定額」という。）を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付及び交付決定額を決定したときは、その旨を救命救急センター医療設備整備事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により聖マリアンナ医科大学に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、その旨を救命救急センター医療設備整備事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により聖マリアンナ医科大学に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（優先発注）

第5条 聖マリアンナ医科大学は、第4条に規定する交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合はこの限りでない。

（1） 1件の契約金額が1,000,000円を超えるとき。

（2） その他市長が必要と認める条件

2 聖マリアンナ医科大学は、前項の規定により市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容に変更がない誓約書を提出した者を除く。

（交付の方法）

第6条 市長は、第4条第2項による交付決定の通知の後に、補助金を交付するものとする。

（変更の承認等）

第7条 聖マリアンナ医科大学は、補助事業について次の各号のいずれかに該当する場合は、変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）により、速やかに市長に届け出て承認を受けなければならない。

（1） 補助事業の内容又は第4条に規定する申請書の記載事項を変更す

るとき。（軽微な事項であると市長が認めるものを除く。）

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 聖マリアンナ医科大学は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第8条 市長は、補助事業の適正な運用を期するため、必要に応じて、聖マリアンナ医科大学から補助事業の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第9条 聖マリアンナ医科大学は、救命救急センター医療設備整備事業補助金実績報告書（第5号様式）を補助事業が完了した日と補助金の交付を決定した日の属する市の会計年度が終了した日とを比較して、いずれか早い日の翌日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

2 補助対象経費のうち、1件あたりの金額が1,000,000円を超える工事の発注、物品及び役務の調達等に係る契約がある場合は、必要事項を記載した発注実績報告書を併せて提出するものとする。また、第5条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 前項の規定による発注実績報告書を提出する場合で、第5条第1項ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合には、入札（見積り）が行えないことに係る理由書を併せて提出するものとする。

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告書を受理した場合は、当該報告書の内容を審査し、報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、当該報告書に基づき第2条に規定する算出方法により算出した額と第4条第1項に規定

する交付決定額とを比較して、いずれか低い額をもって、交付すべき補助金の額（以下「確定額」という。）を決定する。

- 2 市長は、前条の規定により確定額を決定したときは、その旨を救命救急センター医療設備整備事業補助金交付確定通知書（第6号様式）により聖マリアンナ医科大学に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

- 第11条 市長は、聖マリアンナ医科大学が補助金を他の目的に使用し、その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき、又は第5条若しくは第9条の規定に違反したときは、当該補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（返還）

- 第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、第10条の規定により確定額を決定した場合、既に当該確定額を超えて補助金が交付されているときは、当該確定額を超える部分にかかる補助金の返還を命ずるものとする。

（書類の整備）

- 第13条 聖マリアンナ医科大学は、補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出にかかる証拠書類を、補助事業完了後5年間保管しておかなければならない。

（財産の処分制限）

- 第14条 聖マリアンナ医科大学は、補助事業により取得した設備を市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該設備の耐用年数を勘案して市長が適当と認める期間を経過した場合は、この限りではない。

（善管注意）

- 第15条 聖マリアンナ医科大学は、補助事業により取得した設備については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理する

とともにその効率的な運営を図らなければならない。

附 則

この要綱は、昭和60年5月15日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和61年5月19日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、昭和62年5月20日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、昭和63年5月13日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成元年7月13日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月6日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年6月25日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月19日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 5 月 1 1 日から施行し平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、改正後の要綱の規定は、令和 2 年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別 表

1 対象経費	2 基準額
救命救急センターが整備する医療機器の購入費	51,880,500円

第 1 号様式

救命救急センター医療設備整備事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

(あて先) 川崎市長

所 在 地  
法 人 名  
代表者氏名

標記について、補助金を交付されるよう、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 申請額算出内訳書 (別紙 1)
- 3 設備整備計画書 (別紙 2)
- 4 見積書の写し
- 5 収入支出予算書 (抄本)
- 6 寄附行為
- 7 その他参考となる資料

第 2 号様式

救命救急センター医療設備整備事業補助金交付決定通知書

川崎市指令 第 号  
所 在 地  
法 人 名  
代表者氏名

年 月 日付け、 第 号で申請のあった救命救急センター医療設備整備事業補助金については、次の条件をつけて 円を交付します。

年 月 日

川崎市長 印

補助条件

第 3 号様式

救命救急センター医療設備整備事業補助金不交付決定通知書

川崎市指令 第 号  
所 在 地  
法 人 名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で申請のあった救命救急センター医療設備  
整備事業補助金については、次のとおり補助金を交付しないことを決定し  
たので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

理由

第 4 号様式

変更（中止・廃止）承認申請書

番 号  
年 月 日

（あて先）川崎市長

所 在 地  
法 人 名  
代表者氏名

年 月 日付け、 第 号で補助金の交付を申請した救命救急センター医療設備整備事業について、次のとおり承認されるよう申請します。

- 1 内容
- 2 理由

第 5 号様式

救命救急センター医療設備整備事業補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

(あて先) 川崎市長

所 在 地  
法 人 名  
代表者氏名

年 月 日付け、川崎市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた救命救急センター医療設備整備事業について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 実績額調書 (別紙 3)
- 2 設備整備実績書 (別紙 4)
- 3 設備内訳写真
- 4 契約書の写し
- 5 検収調書 (又はこれにかわるもの) の写し
- 6 収入支出決算書 (又は見込書) の写し
- 7 その他参考となる資料

第 6 号様式

救命救急センター医療設備整備事業補助金交付確定通知書

文 書 番 号  
所 在 地  
法 人 名  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で報告のあった救命救急センター医療設備  
整備事業補助金については、交付すべき補助金の額を 円と確定  
したので通知します。

年 月 日

川崎市長 印